

足利市分別収集計画

(第 10 期分別収集計画)

令和 4 年 7 月

足 利 市

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産、大量消費は、我々の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の増加により環境への負荷が増大するなど、深刻な社会問題を発生させました。

持続可能な循環型社会の形成には、廃棄物の排出を抑制し、その上でリサイクルを推進していく必要があります。そのためには、社会を構成する全ての主体が、それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

近年、廃棄物処理施設の整備と確保は、ますます困難な状況にあります。本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し最終処分量の減量化を進める一方で、資源のリサイクルをすすめる目的から、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものです。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりです。

- (1) ごみの排出抑制とリサイクルを基本とした循環型社会の構築を目指します。
- (2) 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全を図ります。
- (3) 市民・事業者・行政が一体となって、排出抑制・資源化の促進を図ります。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5か年とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象品目とします。

なお、紙製の容器包装については、雑誌その他の紙類とあわせて分別収集を行い、再資源化を行っているため、この計画の対象品目としません。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは次のとおりです。

（単位：トン）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	12,155	11,902	11,683	11,503	11,382

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施します。なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることとします。

（1）燃やせるごみの指定袋制

市民が燃やせるごみを排出する際は、本市指定のごみ袋を購入、使用することで、燃やせるごみの排出抑制及び紙類の分別を促進します。

（2）レジ袋削減への取り組み

栃木県レジ袋削減協定のもと、食品スーパー等の協力を得て、レジ袋の削減を進めます。また、市民にもマイバックの利用によるレジ袋の削減を呼びかけます。

（3）教育、啓発活動の充実

①廃棄物の減量・リサイクル意識の高揚

ごみ処理施設（南部クリーンセンター）の見学会、公民館講座等のあらゆる機会を通じ、市民及び事業者に対し、ごみ排出量の増大、処理経費の増加など、ごみ処理をめぐる厳しい状況を示し、リサイクル推進の必要性などの認識を高めます。

②学習機会の提供

小学生の南部クリーンセンター施設見学会等の教育現場において、ごみの排出抑制、分別排出の意義や効果などに関する啓発活動を進めます。

③その他の啓発活動

容器包装廃棄物の分別収集計画の重要性と排出抑制及びリサイクル促進のための啓発活動を進めます。

- ・ポスター、チラシなどによる啓発活動
- ・市広報紙「あしかがみ」などに廃棄物処理の特集を掲載
- ・インターネット（ホームページ、ツイッター）による啓発
- ・視聴覚教材による啓発
- ・出前講座の実施（自治会主催、公民館事業など）
- ・「環境に関するポスターと標語」コンクールの実施

（4）ごみ減量アクションプログラムの推進

平成27年7月に、ごみの減量と分別の徹底を図る「ごみ減量アクションプログラム」を策定しました。この啓発活動を強化することにより、再生利用の一層の推進を図ります。

（5）廃棄物減量等推進員（クリーンリーダー）

廃棄物減量等推進員（クリーンリーダー）を各町内に1～5人配置し、資源物集団回収事業の促進など自主的な地域リサイクル活動を推進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分場の残容量、本市再資源化施設の処理能力及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類は下の左欄のとおりです。

なお、市民の協力度合い、本市の施設、収集機材等を勘案し、市民は下の右欄のように分けし、排出するものとします。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器、主としてアルミ製の容器	金属類
主としてガラス製の容器（無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器）	資源物・びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	資源物・紙パック
主として段ボール製の容器	資源物・段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源物・ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	215	213	211	209	207
主としてアルミ製の容器	218	216	214	212	210
無色のガラス製容器	320	317	314	311	308
うち引渡数量	320	317	314	311	308
うち独自処理量	0	0	0	0	0
茶色のガラス製容器	312	309	306	303	300
うち引渡数量	312	309	306	303	300
うち独自処理量	0	0	0	0	0
その他のガラス製容器	161	160	159	158	157
うち引渡数量	161	160	159	158	157
うち独自処理量	0	0	0	0	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	4	4	4	4	4
主として段ボール製の容器	821	814	807	800	793
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	335	332	329	326	323
うち引渡数量	335	332	329	326	323
うち独自処理量					

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定分別基準適合物等の量及び法} \\ \text{第2条第6項に規定する主務省令} \\ \text{で定める物の量の見込み} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{直近年度の分別基準} \\ \text{適合物等の収集実績} \end{array} \right] \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、次のとおり設定しました。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
142,764人 (対前年度比)	141,552人 (対前年度比)	140,340人 (対前年度比)	139,158人 (対前年度比)	137,976人 (対前年度比)
99.63%	99.15%	99.14%	99.16%	99.15%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は下表の体制により行います。なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる物については、引き続き、これらの団体が分別収集を実施することとします。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器	金属類	委託業者による定期収集	市
主としてアルミ製の容器		委託業者による定期収集及び公共施設における資源物拠点回収	
無色のガラス製容器	資源物・びん類	委託業者による定期収集	(選別) 委託業者 (保管) 市
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	資源物・紙パック		市
主として段ボール製の容器	資源物・段ボール		
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源物・ペットボトル		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設については、現有施設により行います。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	金属類	透明・半透明 袋	パ ッ カ ー 車	粗大ごみ処理施設 (破碎・選別)
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	資源物・び ん類	同上	平 ボ デ ィ 車	リサイクルセンタ ー(選別、圧縮、保 管)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であっ て飲料を充てんするため のもの(原材料としてアルミ ニウムが利用されているも のを除く。)	資源物・紙 パック	ひもで十文 字にしぼる		
主として段ボール製の容器	資源物・段 ボール			
主としてポリエチレンテレ フタレート製の容器であっ て飲料、しょうゆ等を充て んするためのもの	資源物・ペ ットボトル	透明・半透明 袋		

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- ・ 市民や事業者からなる廃棄物減量等推進審議会に、分別収集のあり方等について意見を伺うなどして、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めます。また、廃棄物減量等推進員(クリーンリーダー)を各町内に1～5人配置し、自主的な地域リサイクル活動を推進します。
- ・ 自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、報奨金の交付や、資源物の回収事業者への助成金の交付などの支援を行い、リサイクルの推進を図ります。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行います。